

ご注意ください！架空請求詐欺被害が増えています。(迷ったらまず近くの警察署にご相談を)

借金整理の素朴な疑問

Q 弁護士や司法書士を依頼する費用が工面できないのですが…

法律家の費用を立て替えてくれる制度もあります。(日本司法支援センター「法テラス」の民事法律扶助制度です)

Q 借金整理をすると、戸籍や住民票、免許証に記載されるのですか？

借金整理(自己破産など)の事実が、戸籍や住民票、免許証に記載されることはありません。

Q 借金整理をすると、選挙権がなくなるのですか？

選挙権も被選挙権もなくなりません。

Q 借金整理をすると、賃借マンション(アパート)を出なくてはならないのでしょうか？

家賃を支払っている限り、住み続けることができます。

Q 借金整理をすると、家財道具も含め、何も手元に残らないのですか？

冷蔵庫・洗濯機・テレビなどの日常に必要な家財道具・必需品を手放す必要はありません。

Q 借金整理をすると、会社を辞めなくてはならないのでしょうか？

借金整理を理由とする解雇は不当解雇に当たり、法律で禁止されています。

Q 借金整理をすると、家族が代わりに借金を返済しなければならないのですか？

家族が保証人や連帯保証人になっていない限り、返済の義務はありません。それが子どものした借金であっても、親に返済の義務はありません。

債務整理をした人の親族というだけで、債権者が取り立てることは違法行為に当たり、行政処分や刑事罰の対象となります。

消費生活にかかわるご相談は

- 高山市消費生活相談窓口(市民活動推進課内)
☎0577-35-3412 FAX0577-35-3414
shisui@city.takayama.lg.jp
- 岐阜県県民生活相談センター
☎058-277-1003
土曜日でも電話による相談を受け付けています。
- 飛騨振興局振興課
☎0577-33-1111(内235)

借金に陥ってしまう原因は、決してキャンセルや高額な商品の購入だけではありません。突然のリストラで収入がなくなり、住宅ローンが払えなくなったり、知人の連帯保証人になり、多額の負債を抱えてしまったり、悪質な業者にだまされ商品を購入してしまい、無理なクレジット払いをしている…などさまざまです。

状態を多重債務といいます。最近クレジットカードやキャッシングを借りることができなくなったため、誰もが多重債務に陥ってしまう危険性があります。多重債務の解決方法は、「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」の4つの方法があります。本人の返済能力や借金の金額により、もっとも適切な方法を選択することになります。借金問題は必ず解決できます。

まずはご相談を！

あきらめないで借金問題

● 債務整理方法のフローチャート

借金で悩んでいませんか
①収入がなくなり、ローンが返済できなくなった
②借金を整理したいと思うがどうやってよいかわからない
③弁護士や司法書士を依頼すると多額な費用がかかりそうで心配だ
④家族や友人に借金で困っていることを話せないでいる
⑤借金がどんどん増えてしまい、どうしてよいかわからない …など

このような場合は…

まず、相談してください
○弁護士や司法書士の費用を立て替えてくれる制度もあります。(日本司法支援センター「法テラス」が行っています)
○借金問題はさまざまな方法により必ず解決できます。
あなたの生活再建のため、一日も早く相談窓口へご連絡ください。

おもな債務(借金)整理の方法			
特定調停	任意整理	個人再生	自己破産
簡易裁判所で行なう債務整理。費用が最も安い整理方法。(1社あたり500~1,000円程度+切手代)債権者が調停に応じなければ成立しない。過払い金が発生した場合も返還を求められない。	裁判所を通さず、債務者と債権者の話し合いで返済条件を決める。通常、債務者の代理人として弁護士や司法書士が交渉を行なう。	裁判所が関与して、借金の額を原則5分の1に圧縮し、その金額を原則3年間に分割して返済していく手続き。自己破産手続きをとることができない場合などに利用。	債務者の生活再建のための最終手段。借金返済が著しく困難であることを裁判所に認めてもらい、高額な財産を処分する代わりに法的に借金をなくしてもらう。